

2016年1月28日

四国電力株式会社
社長 佐伯勇人様

未来を考える脱原発四電株主会
共同代表 本田耕一
共同代表 佐藤公彦
共同代表 丸井美恵子
共同代表 内田知子

伊方原発3号機の再稼働についての公開質問状（3）

私たちは昨年、上記の件につき2度、公開質問状を提出しました。その回答によれば、当社の伊方原発3号機の再稼働に際しての考え方は以下のようなものです。

- ① 原子力規制委員会の規制基準適合性審査合格
 - ② 「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」を締結している愛媛県知事および伊方町長の了解を得たので、地元同意は得られた。
- ①、②の要件を満たしたので、伊方原発3号機の再稼働を目指す。

さて、私たちは、最初の質問状（2015年10月15日付）において、「株主として、消費者として、地域住民として当社の」原発再稼働への前のめりな「姿勢に多くの疑問と大きな不安を抱えています」と記しました。今、2度の回答を得て、私たちの疑問と不安とは解消するどころか、残念ながら増すばかりです。以下、具体的に質問いたします。

①について

(1) 昨年（2015年）7月15日の原子力規制委員会の定例会合で伊方3号機が「原発の新規制基準を満たしている」と結論付けた後の記者会見で田中俊一委員長が「ゼロリスクや絶対安全がないことは理解してほしい」（四国新聞2015年7月16日付）と述べられました。では、当社は、「ゼロリスクや絶対安全がない」にも拘らず何故、伊方3号機の再稼働を目指すのか、合理的な根拠を具体的にご説明下さい。

(2) 「ゼロリスクや絶対安全がない」と田中委員長が言明する限り、もし事故が起きれば当然、当社の責任になります。その場合、当社はどのような責任を取るのか、具体的にお答え下さい。

②について

(1) 当社は、愛媛県知事と伊方町長の2人の首長の同意で、再稼働の「地元同意」が得られたと解釈されていますが、その法的根拠をお示し下さい。2014年11月6日の衆議院原子力問題調査特別委員会で、原子力事業者代表として出席した東京電力の姉川尚史常務は、原発周辺概ね30km圏内の自治体に義務付けられている地域防災計画について、菅直人議員の質問に、「地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではないと。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。」と、答弁しています。つまり、東電の姉川常

務は、国会で30km圏内すべての自治体の「ご理解」が再稼働の十分条件だ、と述べていますが、当社の解釈を具体的にお示し下さい。

(2) 2015年12月1日の朝日新聞に同社と愛媛朝日テレビとが共同で実施(11月28, 29日)した伊方再稼働愛媛県民世論調査の結果が掲載されています。記事によると、再稼働に賛成35%、反対41%。大きな事故が起きる不安を感じている住民が74%。船で避難「非現実的」62%などの調査結果とともに、避難計画づくり(地域防災計画)が義務付けられている30km圏内の自治体の同意も得るべきだとの回答が72%にまで達しています。以上の結果を踏まえ、当社の「地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄える」との基本精神」と伊方原発3号機の再稼働とに、どのような整合性があるのか、具体的にお答え下さい。

(3) 2015年3月24日に開かれた伊方町環境監視委員会において当社は、フィルタ付ベント施設を2015年度内に設置する計画を明らかにしました(愛媛新聞2015年3月25日付)。ところが、2016年1月14日、当社は愛媛県庁での記者会見で、フィルタ付ベント施設の年度内完成と運用開始時期とを2019年度に延期する、と発表しました(愛媛新聞2016年1月15日付)。2015年10月26日の愛媛県知事と伊方町長の「再稼働了解」は、フィルタ付ベント施設の2015年度内設置を前提になされたものであり、当社の一方的な計画変更は、愛媛県民、伊方町民のみならず、地域住民に対する重大な背信行為であり、当社への信頼を著しく損なう行為に他なりません。この件について当社はどのような認識をもっているのか、関係する資料を提示して明確にお答え下さい。

以上、①については2問、②については3問の質問です。2月29日(月)までに文書にて本会事務局にご回答下さい。

〒771-0117 徳島市川内町鶴島120-1
事務局代表 本田耕一